

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、倉庫内作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から不眠気味となり、同年〇月末頃には眠れなくなり、激しい動悸や食欲不振等の症状も出現したという。請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し「中等症うつ病エピソード」と診断され、通院による治療を継続した。その後、請求人は、同年〇月〇日、D所在のEクリニックに転医し、療養を継続した。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、平成〇年〇月に不眠を自覚、同年〇月頃に悪化し、更に動悸や食思不振、意欲低下等の症状が出現した経過から、同年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分(感情)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと考えるのが妥当である。」旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、同医師の意見を妥当なものとして判断する。

なお、請求代理人は、本件疾病の発病日は平成〇年〇月下旬頃である旨主張しているが、請求人の母は、精神的な症状は同年〇月に始まった旨述べており、また、同年〇月下旬を本件疾病の発病時期とする医学的根拠もないことから、同主張は採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとして考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」)

という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人の母は、本件疾病発病の直接の原因と考えている出来事について、申立書に、①平成〇年〇月頃、長時間労働を行った、②同年〇月頃、仕事のペース、活動の変化があった、③同月頃、複数名で担当していた業務を1人で担当するようになったと記入している。

(イ) 上記①の長時間労働の主張であるが、認定基準においては、特段の出来事が存在しない場合に、認定基準別表1「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に当てはめて心理的負荷を評価することとされている。

したがって、請求人の主張する長時間労働については、上記②と③の出来事の存在を申し立てていることを踏まえ、これらの出来事の総合評価において考慮するものとする。

(ウ) また、請求代理人は、請求人の時間外労働時間の算定において、タイムカードの記録に従い始業時刻を午前8時よりも前から認めるべきである旨、会社の休憩時間は就業規則で定められた1時間である旨縷々主張するが、会社関係者の申述、出勤状況、労働時間一覧表など、本件の一件記録を精査したところ、決定書理由に説示する審査官の事実認定は妥当なものであり、請求代理人の主張を採用することはできない。

(エ) 上記②の出来事について、1か月当たりの請求人の時間外労働時間数をみると、本件疾病の発病5か月前には37時間32分であった労働時間が、発病4か月前には76時間54分に増加していることが認められる。これは、認定基準別表1「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する。

もっとも、本件の一件記録からは、時間外労働時間数は増加しているものの、100時間以上となる状態になり、その後の業務に多大な労力を費やし、休憩、休日を確保するほどの困難の状況であったとまでは認められず、仕事内容の変化があったとも認められないことから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

(オ) 上記③の出来事については、決定書理由に説示するとおり、同僚が退職

したのは平成〇年〇月頃であって評価期間外である。

(4) 以上のことから、評価期間中、業務による心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つ認められるが、全体評価も「中」であって「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。